

外国人のかたが退職し出国される場合 ～納税管理人の届け出と市・県民税の納税にご協力ください～

出国後の市・県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、下記の対応にご協力をお願いします。

出国されるかたが**特別徴収**の場合

「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。

退職・出国時期	対 応
1月から5月 までの間	<p>① この期間の未徴収税額は、必ず最終の給与から一括徴収してください。</p> <p>② 1月1日に住民票が妙高市にあるかたは、出国しても新年度の市・県民税が課税されるため、納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付）</p> <p>③ 事前に市役所にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）をお伝えしますので、出国前に納税管理人と新年度の納税について相談ください。</p> <p>④ 6月中旬に納税管理人に納付書を送付しますので、納付ください。</p>
6月から12月 までの間	<p>① 未徴収税額は、最終の給与からの一括徴収にご協力ください。</p> <p>② 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をしてください。後日、納税管理人へ納付書を送付します。（納税管理人が納付）</p>

出国されるかたが**普通徴収**の場合

退職・出国時期	対 応
1月から6月 までの間	<p>① 未徴収税額は、出国前にご本人様から全額納付いただくか、納付できない場合は、納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付する）</p> <p>② 1月1日に住民票が妙高市にあるかたは、出国しても新年度の市・県民税が課税されるため、納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付）</p> <p>③ 事前に市役所にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）をお伝えしますので、出国前に納税管理人と新年度の納税について相談ください。</p> <p>④ 6月中旬に納税管理人に納付書を送付しますので、納付ください。</p>
7月から12月 までの間	未徴収税額は、 ご本人様から出国前に全額納付いただくか、納付できない場合は、納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付）

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、「納税管理人（変更・異動）申告書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

【問い合わせ先】

妙高市役所 市民税務課 課税グループ
電話 0255-74-0011（直通）